業務委託契約書(案)

1.	委 託 業 務 名 観光地安全強化事業 今帰仁城跡交通誘導警備委託業務					
2.	履行期間	令和8年1月17日	~令和8年2月	月 20 日		
3.	業務委託料	費税及び地方消費税	色の額	¥		
4.	契約保証金	<u>¥</u>				
上	こ記の委託業務につ	いて、発注者 今帰	仁村長 久田	浩也	と受注者	00

○ とは各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保 有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 今帰仁村字仲宗根 219 番地

名 称 今 帰 仁 村

氏名 今帰仁村長 久 田 浩 也 印

受 注 者 住 所

商号

氏 名 印

第1条(総則)

- 1 本契約は、発注者(以下、「甲」という。)が警備業法第2条第1項第2号警備業務(以下、「業務」という。)を、受注者(以下、「乙」という。)に依頼し実施する場合において基本となる事項を定める。
- 2 甲が、乙に警備業務を依頼し実施するときは、甲及び乙は、本契約及び仕様書に 基づき円滑にこれを遂行する。

第2条(法令の遵守)

甲及び乙は、業務に際し、本契約に基づき遂行するとともに、警備業法その他関連業 法を遵守し、これを履行しなければならない。

第3条(機密の保持)

- 1 乙は、関係者及び本契約に基づき甲より提供を受け、又はこれら契約の履行に際 し、技術上、経営上の事項等について、知りえた一切の情報、ノウハウ等(以下 「関係者からの情報」という)を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は関係者からの情報を目的外に使用した場合、乙は本契約違反の責を負うもの とする。

第4条(指揮・監督責任)

- 1 乙の警備員に対する指示、指揮・監督は、乙が責任を持ってこれに当たらなければならない。
- 2 乙は依頼された業務の実施現場を随時巡視し、警備員の資質向上と、当該警備業 務の起因によるトラブル防止に努める。

第5条(権利・義務の譲渡等の禁止)

乙は本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

第6条(代理人)

- 1 甲及び乙は、本契約の締結事項に基づく、自らの権限事項の遂行実務責任者(以下、「代理人」という)をおく場合は、その氏名を相手側に対して速やかに通知しなければならない。代理人を変更した場合も同様とする。
- 2 甲及び乙の代理人は、それぞれ本契約の履行に関する事項について委任を受けた 権限を行使することができる。

第7条(処置請求)

1 甲は、乙に依頼した業務の実施に関して、関係者から苦情が寄せられる等、その 行為が著しく不適切であると認められる場合は、乙に対してその理由を明確にし、 必要な処置を講ずるよう請求することができる。 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善処置等を決定し、 甲に対してその内容を速やかに報告するとともに実施しなければならない。

第8条(災害補償の義務)

乙は、甲の依頼による警備業務の実施に当たって、安全衛生等関係法令を遵守するとともに、警備員の災害について事業者として、一切の責任を持つものとする。また、労働災害保険は乙が加入する。

第9条(損害賠償)

1 乙は、本契約に基づく業務の遂行中に、乙の責に帰すべき事由に起因して、甲に 損害(客先及び第三者の身体、財物の損害を含む)を与えた場合、乙は客観的に 承認された損害賠償に基づき、損害賠償の責に任ずるものとする。ただし、損害 賠償限度額は警備業賠償責任保険に基づき、下記のとおりとする。

対 人 5億円

対 物 5億円

1事故につき 5億円まで

2 前項に掲げる賠償額の限度を超える損害が発生した場合は、甲、乙誠意をもって 協議する。

第10条(損害賠償の通知義務)

- 1 前項の損害賠償請求は、損害発生の事実を知った日から速やかに、甲が乙に対して書面をもって行う。ただし、甲から乙への賠償請求は、損害発生の通知で足りるものとし、具体的な損害額請求等は後日、書面により請求するものとする。
- 2 甲が前項に基づき請求を行う場合は、その損害が乙の責に帰すべき事由により発生したものであることを証明しなければならない。

第11条(免責事項)

- 1 乙は、直接、間接を問わず、次に掲げる事由に起因して生じた損害については賠償の責には任じない。
- (1)暴動、騒擾、争議、天災地変等の不可抗力によって生じた全ての事故。
- (2)火災、破裂又は爆発等による損害。ただし、乙の不法行為によるものはこの限 りではない。
- (3) 関係者の故意若しくは過失によって発生した損害。
- (4) 運転者の法令違反、運転未熟、粗暴運転及び欠陥車両の運転に起因する事故。
- (5)警備業務以外の業務によって発生した損害。

第12条 (実施結果の報告)

甲から依頼された業務に従事した警備員は、当日の警備実施結果を警備報告書(以下、「業務報告書」という。)に記載し、当該警備の現場責任者に提出するとともに、甲

に対して下番時間等の必要事項を報告する。

第13条(警備料金の請求及び支払い)

- 1 乙は甲に対して別途定める警備料金を請求する。
- 2 甲は前項に基づく乙からの警備料金請求書による警備料金を、請求から 30 日以内に乙が指定する金融機関に振り込むものとする。
- 3 甲は、不適切と認められる請求書が乙から提出された場合、甲、乙誠意をもって 協議し処理をする。
- 4 経済状況の変動等により、警備料金が不相当となったと甲乙が判断する場合には、 双方協議の上、警備料金を変更することができるものとする。

第14条(契約不履行)

乙の責に帰すべき事由により、甲から依頼された業務の全部又は一部を実施しなかった場合は、実施しなかった時間について、別途定める警備料金に基づき算出した額を減額する。

第15条(甲の解除権)

- 1 甲は、乙が各号いずれかに該当するときは、何らかの催告を要せず本契約を解除 することができる。
- (1)依頼した業務を正当な事由も無く乙が実施しないとき。
- (2) 乙が第三者から差し押さえ、仮処分、競売、破産、整理、再正等の申し立てを 受け、若しくは自ら破産、和議、整理、再生等の申し立てをしたとき。
- (3) 本契約の履行に関して、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。
- (4) 乙が警備業法に定める警備業者の資格を喪失したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。
- (6) 乙が、第16条1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項による本契約の解除によって損害が生じたときは、乙に対して、その 損害の賠償を請求することができる。

第16条(乙の解除権)

- 1 乙は次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができる。
- (1) 甲が本契約に違反し、その違反により業務の遂行が困難になったとき。
- (2) 甲が警備料金の支払い能力を欠く事が明らかになったとき。
- 2 乙は、前項による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に対して損害の 賠償を請求することができる。この場合の損害額は、甲・乙協議して定める。

第17条(協議)

本契約及び覚書に定めのない事項については、法令・その他慣習に従うほか、甲・乙協議して定めるものとする。

第18条(紛争の解決)

本契約に関する訴訟については、甲(今帰仁村)の所在地を管轄する裁判所を持って、 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条(事業内容の報告について)

甲は乙に対し、労務費調査・諸経費動向調査等、必要に応じ乙の契約内容、賃金若しくは調達資機材代金の支払状況、納税状況、その他事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第20条(反社会的勢力に関する事項)

- 1 甲及び乙は、相手側に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び、甲及び乙が知る限り各々の自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、相手側が前項の表明・保証に違反したときには、本契約、甲及び乙間で今後締結する全ての契約において、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに解除することができる。

第21条(警備業法第18条に於ける特定の種別の警備業務の実施)

甲依頼の業務に於いて、その警備場所が公安委員会指定の認定道路に該当する場合、 法令遵守の為、乙は当該警備業務に対応する有資格警備員を、一定数配置するものと する。